

説明資料①

令和4年2月13日執行

小城市議会議員選挙

候補者届出の手引

小城市選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和4年2月13日に執行される小城市議会議員選挙にあたり、立候補届出手続、記載要領等を説明したものです。

立候補届出書や添付書類に不足があったり、誤った記載があったりすると届出が受理されず、あるいは誤って受理されても後で無効になるおそれがありますので、間違いのないように手続をしてください。

なお、選挙運動及び選挙運動費用の詳細については、別冊「地方選挙早わかり」を参照してください。

【目 次】

はじめに	1
第1 主要日程	2
第2 立候補の届出手続について	3
1 届出期日及び時間	3
2 届出先	3
3 届出の方法	3
4 届出の受付方法	3
5 立候補のときに必要な書類	4
6 その他の届出書類	5
第3 「候補者届出書」等の記載要領	6
○本人届出の場合	
1 候補者届け出書（本人届出）	6
2 添付書類	6
3 立候補届出に伴う諸届出	7
○推薦届出の場合	9
第4 交付物件等	11
第5 公営による選挙運動について	12
1 選挙運動用ポスターの掲示	12
2 選挙公報	12
第6 事前審査	17
第7 文書図画による選挙運動	18
第8 委員長及び選挙長の氏名	20

第1 主要日程

月 日	曜	選挙期日から起算	項 目 等
12月22日	水	53日前	立候補予定者説明会 (13:30 ゆめぷらっと小城 2階天山ホール)
1月20日	木	24日前	立候補届出関係書類等事前審査 (9:30 小城市役所 西館2階大会議室) (立候補届出書、選挙公報、ポスター、選挙公営)
2月5日	土	8日前	選挙人名簿登録基準日、登録日 ポスター掲示場設置完了
2月6日	日	7日前	【選挙期日の告示】 立候補届出、選挙公報掲載申請 (8:30~17:00 小城市役所 西館2階大会議室) 立候補届出受理後、選挙運動開始
2月7日	月	6日前	期日前投票・不在者投票開始
2月8日	火	5日前	公営施設使用の個人演説会開始
2月10日	木	3日前	選挙立会人届出期限(17:00まで)
2月12日	土	1日前	選挙公報配布期限 期日前投票・不在者投票最終日(20:00まで)
2月13日	日	投開票日	【選挙期日】 投票 (7:00~20:00) 選挙会(開票) (21:00~ 牛津体育センター)
2月14日	月	1日後	当選の告知、当選告示
2月15日	火	2日後	当選証書の付与 (10:00 小城市役所 東館3階委員会室)
2月28日	月	15日後	選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回目) 供託証明書返還(当選の効力確定後)

1. 届出期日及び時間

(1) 届出期日

令和4年2月6日（日） 告示日（当日限り）

(2) 届出時間

午前8時30分から午後5時まで

※ 候補者たることを辞退する場合も上記期日、時間内に限ります。

2. 届出先

「候補者届出」は、選挙長に対してしなければなりません。
立候補届の受付は、小城市役所西館2階大会議室で行います。

3. 届出の方法

届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」の二通りがありますが、いずれの場合も郵便による届出はできません。本人か代理人によって直接、届出書を提出してください。

なお、代理人による届出の場合は、代理人証明書が必要です。

4. 届出の受付方法

立候補届出の受付は、2月6日（日）午前8時30分から開始します。なお、当日の受付順序は次の方法により行います。

(1) 午前8時30分までに会場においてになった届出者の場合

- ① 受付会場への到着順序により、先に予備くじを引き、予備くじの順序に従って本くじを引いていただき、立候補届出受付の順序を決めます。
- ② 上記①により受付の順序が決まると、この順序により立候補届出受付を開始します。

(2) 午前8時30分以降に会場においてになった届出者の場合

上記(1)のくじを引いた届出者の後に立候補届出の受付を開始します。

5. 立候補のときに必要な書類

- 立候補の届出に必要な書類は、次のとおりです。
- 「本人届出」の場合と「推薦届出」の場合とでは様式や添付書類が異なりますので、間違いがないようにしてください。
- 様式については、別冊の様式A（様式集）「候補者届出様式」で確認してください。

(1) 本人届出の場合

様 式 名		様式番号
1	候補者届出書（本人届出）	A-1
2	供託証明書（供託書）	-
3	宣誓書	A-2
4	所属党派(政治団体)証明書 ※ 無所属の場合は不要	-
5	戸籍謄本又は抄本	-
6	通称認定申請書 ※ 通称を使用する場合に限り必要	A-3
7	経歴書	A-4
8	代理人証明書 ※ 代理人が立候補の手続をする場合に必要	A-5
9	選挙立会人となるべき者の届出書 ※ 2月10日（木）までに提出	A-6
10	選挙立会人の承諾書	A-7
11	選挙公報掲載申請書 （修正、撤回の場合は、選挙公報修正(撤回)申請書）	A-8① (A-8②)
12	出納責任者選任届 （異動の場合は、出納責任者異動届）	A-9① (A-9②)
13	選挙事務所設置届 （異動の場合は、選挙事務所異動届）	A-10① (A-10②)
14	事務員届出書	A-11

(2) 推薦届出の場合

- 推薦届出の様式については、本冊子には添付していません。
- 必要な場合は、小城市選挙管理委員会に別途お申し出ください。

6. その他の届出書類

- 様式については、別冊の様式A（様式集）「候補者届出様式」で確認してください。

(1) 公営施設使用の個人演説会を開催する場合の申出書

様 式 名		様式番号
1	公営施設使用の個人演説会開催申出書 ※ 開催する日の2日前までに提出	A-12

(2) 立候補を辞退する場合の届出書

様 式 名		様式番号
1	立候補辞退届出書 ※ 推薦届出の場合でも本人が届出 ※ 選挙期日の告示日（2月6日）立候補届出が受理された後から 午後5時までが届出期限	A-13

第3 「候補者届出書」等の記載要領

候補者届出書等の記載に当たっては、次の記載要領とともに、別冊の「様式A（記載例）」「候補者届出書等の記載例」を参考にしてください。

届出の方法① 本人届出の場合

1. 候補者届出書

(1) 候補者届出書（本人届出）【様式A-1】

① 候補者氏名

- 戸籍簿に記載されている氏名を楷書で正確に記入してください。
- 戸籍の氏名に対応する「常用漢字表」及び「人名漢字別表」に記載されている文字を使用することは差し支えありません。
(例) 濱 → 浜 澤 → 沢 廣 → 広 眞 → 真
- ふりがなは、「ひらがな」で書いてください。

② 本籍及び住所

- 戸籍簿及び住民票に記載されているとおり、正確に字・番地まで書いてください。
- 本籍及び住所は県名から記載してください。

③ 生年月日

- 選挙期日（令和4年2月13日）現在の満年齢を記入してください。

④ 党派

- 候補者届出書に添付する「所属党派証明書」に記載されている政党等の名称を記入してください。所属党派証明書を添付しない者は、たとえ党员であっても「無所属」と記載してください。
- 二以上の政党等に所属するときは、いずれかの政党等の名称を記載してください。
- 政党等の名称が字数20を超える場合は、併せて20字以内の略称を記載してください。

⑤ 職業

- 主な職業を1つ、できる限り詳細に書いてください。
- 議員の職と兼業を禁止されている職にある者については、その職名を記載してください。
- 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）に規定するその地方公共団体と請負関係にある者については、その旨を職業欄に記載してください。

2. 添付書類

(1) 供託証明書（供託書）

- 供託金は、30万円です。必ず原本を提出してください。
- 供託者は候補者本人（推薦届出の場合は推薦届出者）であり、供託証明書の住所は、住民票に記載されている住所と同じにしてください。
- 氏名は戸籍簿に記載された氏名を記載しなければなりません。

(2) 宣誓書【様式A-2】

- 小城市議会議員選挙の候補者となろうとする者が、この選挙の被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う文書です。虚偽の申請をすると、立候補の届出が却下され、その上処罰されることがあります。

(3) 所属党派(政治団体)証明書

- 候補者届出書に記載された政党等が真実であることを証明するため、所属党派(政治団体)証明書が必要です。党员であっても、無所属として立候補する場合は必要ありません。

(4) 戸籍の謄本又は抄本

- 最近のもの(3か月以内)を提出してください。

(5) 通称認定申請書【様式A-3】

- 通称とは、本名(戸籍名)に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして、広く通用しているものをいいます。
- 通称が記載され、又は使用されることを希望される場合は、当該呼称が広く通用していることを証する資料(手紙、名刺等)を提出しなければなりません。戸籍名をかな書きにする場合も、通称認定申請書が必要です(資料は不要です。)
- 認定された場合は、立候補届出等の告示、投票記載所の氏名等の掲示、新聞広告、選挙公報等に通称を使用しなければなりません。

(6) 経歴書【様式A-4】

- なるべく詳細に記入してください。

(7) 代理人証明書【様式A-5】

- この証明書は、第三者が候補者に代わって届出書等を提出する場合に添付してください。

3. 立候補届出に伴う諸届出

次の届出についても、立候補の届出と同時に行ってください。

(1) 開票(選挙)立会人となるべき者の届出書【様式A-6】

- 選挙会(開票事務)に立ち会う開票(選挙)立会人1人を定めて、選挙期日の3日前(2月10日)までに、選挙長に届けることができます。
- 開票(選挙)立会人は、小城市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。
- 必ず本人の「**承諾書**」が必要です。【様式A-7】

※ 選挙立会人は、届出が10人を超えるときは、人数制限のくじ、また、同一政党(政治団体)に属する候補者にかかる者が3人以上のときは、政党制限のくじを実施します。

- (2) 選挙公報掲載申請書【様式A-8①】
- 選挙公報に掲載を受けようとする場合に、掲載文原稿2部及び写真2葉（写真は貼付しないでください。）又は掲載文原稿を記録した電子データ1式及び電子データから出力した選挙公報掲載原稿を添付して申請してください。
 - 申請は告示日（2月6日午後5時まで）のみです。
- (3) 選挙公報掲載文修正(撤回)申請書【様式A-8②】
- すでに申請した掲載文を修正又は撤回する場合に必要です。
 - 修正の場合は、修正した掲載文（全部書き改めて）2部を添付してください。
 - この申請書も告示日（2月6日午後5時まで）にしなければなりません。
- (4) 出納責任者選任届・異動届【様式A-9①②】
- 選挙運動に関する金銭等の収入支出は、候補者又は推薦届出者が選任した出納責任者がすべて取扱うこととなります（候補者自身がなってもよい）。
 - 異動があった場合は直ちに届け出てください（解任又は辞任による異動の場合は、そのことを証する書面を添付してください）。
 - 選任者は、文書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこの文書に署名押印しなければなりません（選挙管理委員会に提出する必要はありません）。
 - 選挙運動に関する支出金額の制限額(法定費用額)は、2月6日に告示します。
- (5) 選挙事務所設置届・異動届【様式A-10①②】
- 選挙事務所の数は、1か所に限ります。
 - 候補者又は推薦届出者でなければ設置できません。
 - 異動(廃止)があった場合は直ちに届け出てください。(1日に1回しか異動できません。)
 - 選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から300m以内(直線距離)にある場合は、閉鎖(又は当日前に異動)しなければなりません。
- (6) 事務員届出書【様式A-11】
- 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、使用する前に届け出た者に限り、報酬を支給することができます。
 - 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として雇い入れた者で、総括主宰者、出納責任者など選挙運動の中心的な者、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。
 - 報酬を支給できる人数は1日につき9人以内(選挙運動期間で延べ63人使用することができる)で、5倍(45人)を超えない範囲で異なる者を届け出ることができます。
 - 報酬を支給できる期間は、届出の日から選挙期日の前日までです。
 - 事務員には1日10,000円以内、車上運動員・手話通訳者・要約筆記者には1日15,000円以内の報酬が支給できます。なお、超過勤務手当は支給することができません。

(7) 公営施設使用の個人演説会開催申出書【様式A-12】

- 公営施設を使用して個人演説会を行う場合は、開催する日の前2日午後5時まで選挙管理委員会に届出をしなければなりません。(届出前に必ず施設への仮予約を行ってください)ただし、施設の使用に際しては、諸行事のため制限される場合があります。
- 同一の施設については、同時に2回以上の開催申出をし、又は既に申し出た日を経過しない間は新たな申出はできません。
- 同一施設ごとに、1回に限り無料です。
- 使用時間は、無料、有料の別を問わず、準備・片づけを含め1回につき5時間以内となっています。

※ 公営施設以外の施設使用の場合は、上記の制限はありません。

■ 小城市公営演説会等施設一覧

No.	施設の名称	住 所
1	小城市立桜岡小学校	小城市小城町 166 番地
2	小城市立岩松小学校	小城市小城町岩蔵 1941 番地
3	小城市立晴田小学校	小城市小城町畑田 2099 番地
4	小城市立三里小学校	小城市小城町栗原 1256 番地
5	小城市立三日月小学校	小城市三日月町長神田 1680 番地
6	小城市立牛津小学校	小城市牛津町柿樋瀬 922 番地
7	小城市立砥川小学校	小城市牛津町上砥川 1405 番地
8	小城市立芦刈観瀾校	小城市芦刈町三王崎 14 番地
9	小城市立小城中学校	小城市小城町松尾 4104 番地
10	小城市立三日月中学校	小城市三日月町長神田 1650 番地
11	小城市立牛津中学校	小城市牛津町牛津 549 番地
12	佐賀県立小城高等学校	小城市小城町 176 番地
13	佐賀県立牛津高等学校	小城市牛津町牛津 274 番地
14	小城市立晴田幼稚園	小城市小城町晴気 793 番地 1
15	小城市まちなか市民交流プラザ	小城市小城町 253 番地 21
16	小城公民館岩松支館	小城市小城町松尾 3780 番地 1
17	小城公民館晴田支館	小城市小城町晴気 2096 番地 1
18	小城公民館三里支館	小城市小城町栗原 1244 番地 1
19	小城市生涯学習センター	小城市三日月町長神田 1845 番地
20	牛津公民館	小城市牛津町柿樋瀬 1100 番地 1
21	小城市芦刈地域交流センター	小城市芦刈町三王崎 349 番地
22	小城市小城保健福祉センター	小城市小城町畑田 750 番地
23	小城市三日月保健福祉センター	小城市三日月町長神田 2312 番地 3
24	小城市牛津保健福祉センター	小城市牛津町勝 1221 番地 1
25	小城市芦刈保健福祉センター	小城市芦刈町三王崎 1522 番地
26	小城市小城体育センター	小城市小城町畑田 98 番地 1
27	小城市牛津体育センター	小城市牛津町柿樋瀬 1100 番地 2
28	小城市牛津会館	小城市牛津町牛津 586 番地
29	小城市芦刈文化体育館	小城市芦刈町三王崎 172 番地 1

推薦届の場合については、本説明会では詳細を記載しませんが、必要な場合は選挙管理委員会に直接申し出をお願いします。

☑ 届出書類等を作成するにあたっての注意事項

【押印義務の見直し】

これまで届出書類等を受理するに当たって、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていましたが、その義務付けを廃止し、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができるようにしています。

■ 氏名欄の書き方などは、以下の3つの方法があります。

- ① 記名のみ（本人確認書類の提示が必要です。）
- ② 署名のみ
- ③ 記名押印（署名押印も含む。）

第4 交付物件等

立候補の届出が受理されれば、直ちに次の諸物件、証明書等が交付されます。これは、原則として再交付されませんから取扱いに注意してください。

また、他人に譲渡してはいけません。

交付物件の名称		数量	使用 方 法 等
1	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用の官製はがきの交付を受ける場合、又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に郵便局に提出。 ・葉書の使用枚数 2,000 枚
2	選挙運動用通常葉書差出票	10 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用の通常葉書を発送するときは、必ずこの票を添えて日本郵便（日本郵便株式会社 佐賀北郵便局）の窓口に差し出す。 ・差出票 1 枚で 200 通まで（郵送料無料）
3	新聞広告掲載証明書	2 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する新聞社に提出し、有料で広告を掲載できる。（選挙運動期間中、2 回限り） ・横 9.6cm、縦 2 段組以内、掲載場所は記事下、色刷りは認められない。
4	供託証明書預り証	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・供託証明書を返還するまで保管する。
5	選挙運動用自動車表示布	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用自動車に取り付ける。
6	選挙運動用拡声機表示布	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用拡声機に取り付ける。 ・選挙運動用拡声機は一揃いに限られる。ただし、個人演説会は別に一揃い使用できる。
7	街頭演説用標旗	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭演説の場所で標旗を掲げる。
8	選挙乗車用腕章	4 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用自動車に乗る運動員は着用しなければならない。 ・街頭演説用腕章としても使用できる。
9	選挙運動員腕章 (街頭演説用腕章)	11 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭演説において、運動員は着用しなければならない。 ・運動員は 15 人を超えてはならず、選挙乗車用腕章をそのまま使用できる。
10	胸章(白バラ)	1 個	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙の推進のため、候補者は胸に付けてください。
11	選挙運動用ビラ証紙 交付票	1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用ビラに貼付する証紙の交付を受ける場合に、選挙管理委員会に提出する。 ・ビラの作成枚数 4,000 枚（2 種類まで）

1. 選挙運動用ポスターの掲示

(1) ポスターの規格、数量

- ポスターの規格 … 長さ 42 cm、幅 30 cm（タブロイド型）以内のもの。
- 掲示できるポスターの数量 … 98 枚（ポスター掲示場の数）

(2) ポスターの記載内容

- ポスターの記載内容については制限がありませんが、虚偽の事項、利害誘導、名誉毀損にわたるような内容を記載した場合は罰せられることがあります。
- ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（法人の場合はその所在地と法人名）が印刷又は記載されていなければなりません。

(3) ポスターの掲示場所等

- ポスターは、ポスター掲示場ごとに、候補者 1 人についてそれぞれ 1 枚を掲示できます。掲示場以外には掲示できません。

(4) ポスターの掲示方法等

- ポスター掲示場の設置場所は、別添一覧表のとおりです。
- ポスターの掲示場には、選挙の期日の告示後、立候補の届出が受理されてからポスターを掲示することができます。
- ポスターには、証紙を貼ったり、検印を受ける必要はありません。
- ポスターは、立候補届出受理番号（選挙長の受理順）と同じ番号の区画に掲示してください。届出受理番号以外の番号の区画に掲示すると違反になります。
- 掲示場に掲示するポスターは、風、雨等を考慮し、はがれ落ちないように掲示してください。
- 汚れたり、破れたりしたポスターは、貼り替えることができます。ただし、選挙当日の貼り替えはできません。

2. 選挙公報

(1) 掲載文の申請

- ① 掲載文の掲載申請は、告示日（2月6日）の午後5時までに行ってください。この日時経過後において申請があっても受理できません。
また、掲載文を審査の結果、訂正していただくこともありますから、できるだけ早く申請してください。
- ② 掲載文の掲載申請は、必ず候補者又はその代理の方が、次の③-1又③-2に掲げる書類を添えて、候補者届出書に押印した候補者の印鑑を持参の上、申請してください。
- ③-1 提出書類（原稿用紙での申請の場合）
 - (ア) 選挙公報掲載申請書 1 通
 - (イ) 選挙公報掲載文 2 部（正副）

- ・ 掲載文は、必ず小城市選挙管理委員会が交付した原稿用紙によって作成したものでなければなりません。

(ウ) 候補者の写真 2 葉 (正副)

- ・ 最近撮影した無帽、正面向き、上半身だけのもの (縦 10 cm、横 7 cmの白黒の写真)
- ・ 写真の裏面に候補者の氏名を記載してください。
- ・ 撮影した写真は、画質によっては印刷の際に画像が不鮮明になる恐れがありますのでご注意ください。
- ・ 写真は、原稿用紙に貼り付けしないでください。

③ -2 提出書類 (電磁的記録での申請の場合)

(ア) 選挙公報掲載申請書 1 通

(イ) CD-ROM (以下の A) ~B) を記録したもの) 2 枚 (正副)

A) 選挙公報掲載文 (電磁的記録)

- ・ 掲載文は、必ず小城市選挙管理委員会が交付した原稿用紙を利用して作成したものでなければなりません。
- ・ 電子データの形式は、PDF/X1a 及び EPS (アウトライン化されたファイル) としてください。(同じ内容のファイルを 2つのデータ形式で提出してください。)
- ・ 提出データのファイルのタイトルは、次の例により設定してください。
「例：〇〇〇〇 (候補者氏名) 選挙公報原稿.pdf (eps)」

B) 候補者の写真 (電磁的記録)

- ・ 最近撮影した無帽、正面向き、上半身だけのもの (縦 10 cm、横 7 cm程度の鮮明で白黒の写真)
- ・ 電子データの形式は、JPEG とし、解像度は 350dpi 程度としてください。
- ・ 提出データのファイルのタイトルは、次の例により設定してください。
「例：〇〇〇〇 (候補者氏名) 写真. JPEG」
- ・ 写真は、掲載文と一体化させず別ファイルとしてください。

④ 提出された掲載文、写真及び CD-ROM は、一切お返しいたしません。

(2) 掲載文の修正 (撤回)

- ① 一度提出された掲載文を修正 (撤回) しようとするときは、告示日 (2 月 6 日) の午後 5 時までに修正 (撤回) の申請をしなければなりません。この日時経過後において修正 (撤回) の申請があっても受理できません。

- ② 掲載文の修正 (撤回) 申請は、必ず候補者又はその代理の方が申請してください。

③ 提出書類

(ア) 選挙公報掲載文修正 (撤回) 申請書 1 通
(候補者届出用紙 A-8②)

(イ) 選挙公報掲載文 (修正したもの) 2 部
電磁的記録の場合は、記録した CD-ROM 2 枚

- ④ 掲載文の修正の場合は、必ず全部書き改めて申請してください。

- ⑤ 写真を取り換えようとするときは、新たな写真2葉（電磁的記録の場合は、記録した CD-ROM 2 枚）を添えて、申請してください。

(3) 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序は、小城市選挙管理委員会においてくじにより決定します。（立候補届出受理番号順ではありません。）

(4) 掲載文の記載又は記録上の制限等について

選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま印刷します。

- ① 原稿は、所定の原稿用紙の枠内に黒色で、明瞭に記載又は記録してください。
- ・ 枠外に書いても掲載されません。
- ② 右側の氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載又は記録してください。
- ・ 候補者の氏名は、選挙長が通称を認定した場合はその通称名でなければなりません（氏名欄、本文とも）。
 - ・ 氏名欄の余白には、住所、職業、所属党派名、年齢、生年月日等を記載又は記録することができますが、政治を行う上での意見（政見）等はこの欄に記載又は記録しないようにしてください。
- ③ 掲載文の記載又は記録方法は、縦書き、横書きいずれの方法でも使用できます。
- ④ 文字等の制限はありませんが、図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を掲載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、候補者が原稿用紙に記載文を掲載することのできる面積のおおむね2分の1を超えてはなりません。
- ・ 合計面積の計算には、原稿用紙右側の写真欄及び氏名欄は含みません。
 - ・ 掲載文枠内には、写真を使用することができません。
- ⑤ 筆記用具及び色素の制限は次のとおりです。
- ・ 原稿用紙での申請の場合、使用する筆記用具等は、活字、ペン又は毛筆です。（鉛筆による記載は控えてください）
 - ・ 色素は黒色に限られます。
- ⑥ 掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位をそこなう文言を記載又は記録してはなりません。
- ⑦ 掲載文が、制限された事項に違反しているとき、文字が著しく小さいとき、又は印刷が不鮮明になる恐れがあるときは、掲載文の訂正を求めることがあります。

(5) -1 掲載文の記載要領（原稿用紙での申請の場合）

- ① 原稿用紙の淡青色の部分は、印刷されません。
- ・ 方眼の枠はペン、毛筆等で記載する場合に便利のように設けているものですから、これにとられる必要はありません。
- ② 掲載文には、黒色の色素しか用いることができませんが、ペン、毛筆等を使用する場合には、必ず濃い黒インク又は墨汁を使用してください。

- ・ あまり細字で書かれた原稿は、見にくくなったり不鮮明になったりする恐れがあります。
- ③ 掲載文の文字を一部書き直したとき、又は掲載文の文字等を削除したときは、白紙又は余分の原稿用紙の一部を切り取ったものを貼って訂正してください。
 - ・ 訂正する場合には、原稿用紙の欄外に訂正した字数を記し、候補者の印鑑を押印してください。
- ④ 原稿用紙は、折り目やしみをつけないようにして提出してください。写真製版したときに「汚れ」として出る恐れがあります。
- ⑤ 原稿用紙を汚損したため再交付を求めたいときは、小城市選挙管理委員会事務局へ申し出てください。

(5) -2 掲載文の記載要領（電磁的記録での申請の場合）

- ① 掲載文（電磁的記録）は、次の（ア）～（エ）をよく読んで正確に作成してください。
 - （ア） 選挙公報掲載文は、小城市選挙管理委員会が提供する原稿用紙（電磁的記録）を利用し、作成してください。
 - ・ 原稿用紙（電磁的記録）は、立候補届出事務説明会の配布資料と一緒に配布した CD-ROM の中に入れてあります。
 - （イ） 画像解像度はグレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi を推奨します。
 - （ウ） 掲載文は、原稿用紙（電磁的記録）の黒枠内に記録しなければなりません。黒枠上や黒枠外に記録しても掲載されません。
 - （エ） 提出する際の形式は、(1)③-2 に示したとおり、PDF/X1a 及び EPS（アウトライン化されたファイル）としてください。
- ② 小城市選挙管理委員会の指示により、掲載文の文字を記録し直したとき、又は掲載文の文字等を削除したときは、訂正後の電子データを CD-ROM に保存の上、再度提出してください。ファイル名は、「修正後」であることが分かるようにしてください。

(6) 市ホームページへの記載について

選挙公報は、告示日以後（各世帯への配布と同時期）市ホームページへそのまま掲載することとしています。

第6 事前審査

立候補の届出、受付の事務を円滑かつ迅速にするために、次のとおり届出書類、選挙公報原稿等の事前審査を行います。

審査時間内に必ず受けてください。

1. 日 時

令和4年1月20日（木）

- 9：30～12：00 小城市、芦刈町の在住候補者を対象
- 13：30～16：00 三日月町、牛津町の在住候補者を対象

※ 都合がつかない場合は、どちらでも構いません。

2. 場 所

小城市役所 西館2階 大会議室

3. 持参するもの

- (1) 候補者届出書類
- (2) 同添付書類
- (3) 諸届出書類
- (4) 選挙公報掲載文2部 又は 掲載文を記録したCD-ROM2枚
- (5) 選挙公報用写真2葉 又は 写真画像を記録したCD-ROM2枚
- (6) 選挙運動用ポスター
- (7) 本人確認書類（候補者及び代理人）
- (8) 選挙公営（公費負担）関係書類

※ 本人確認書類以外の書類はすべて原本を持ってきてください。

第7 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動は、特に認められたもののほかは禁止され、認められている範囲は極めて狭いものとなっていますので、使用に当たっては細心の注意を払う必要があります。

区分	文書	枚数等	規格	備考
選挙事務所の表示	ポスター 立札 看板	3種を通じて3枚以内（合計で3）	縦 350cm 横 100cm 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示責任者の住所氏名の記載不要 ・ 投票日は、投票所から 300m 以内の区域では不可
	ちょうちん	1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内	
個人演説会場外	ポスター 立札 看板	3種を通じて2枚以内（合計で2）	縦 273cm 横 73cm 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示責任者の住所氏名の記載必要 ・ 個人演説会告知用ポスターは認められない
	ちょうちん	会場内外を通じて1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内	
個人演説会場内	ポスター 立札 看板	制限なし	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示責任者の住所氏名の記載必要 ・ 個人演説会告知用ポスターは認められない
	ちょうちん	会場内外を通じて1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内	
選挙運動用自動車	ポスター 立札 看板	制限なし	縦 273cm 横 73cm 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示責任者の住所氏名の記載不要
	ちょうちん	1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内	
候補者が使用する	たすき 胸章 腕章	制限なし	制限なし	
選挙運動用ポスター		98枚（掲示場設置箇所数）	長さ 42cm 幅 30cm 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示責任者、印刷者の住所氏名の記載必要
選挙運動用はがき		市長 8,000枚 市議 2,000枚	通常はがき（官製、私製を問わない）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送料は無料
新聞広告		2回に限る	横 9.6cm、 縦 2段組以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記事下に限る ・ 色刷り不可 ・ 費用は候補者の負担
選挙運動用ビラ		市長 16,000枚 市議 4,000枚 （2種類以内）	29.7cm×21cm （A4判）以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員会が交付する証紙を貼付 ・ 頒布責任者及び印刷者の住所氏名の記載が必要

(注意事項)

- 市長及び市議会議員の選挙における文書図画による選挙運動は、上記に記載しているもののほかは禁止されています。
- 公職選挙法でいう文書図画の範囲は、社会通念上のそれより広範囲で、図書、新聞、雑誌、名刺、郵便物、電報、ポスター、立札、看板、電光文字はもとより、壁に書かれた文字、道路に書かれた砂文字も文書図画となります。
- アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示をすること、スライドその他の方法による映写等の類を掲示することは禁止されています。
- 選挙運動期間中のウェブサイト等の開設及び、期間前に開設されたウェブサイト等の選挙期日当日における更新も禁止されています。(ウェブサイト等とは、具体的に①ホームページ、②ツイッター、フェイスブックなどのSNS、③動画共有サービス、④動画中継サイト等を行い、電子メールを除いたものです。)

第8 委員長及び選挙長の氏名

小城市選挙管理委員会委員長及び令和4年2月13日に執行する小城市議会議員選挙の選挙長の氏名は、次のとおりです。

- 小城市選挙管理委員会 委員長 小柳 平一郎
- 小城市議会議員選挙 選挙長 小柳 平一郎